高校生１万人憲法アンケート資料

※アンケートの質問に関する資料です。回答する前にご一読ください。

日本国憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和*1による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢*2を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍*3が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権*4が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛*5な信託*6によるものであつて、その権威*7は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利*8は国民がこれを享受*9する。これは人類普遍の原理*10であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令*11及び詔勅*12を排除する。

日本国民は、恒久*13の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高*14な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義*15に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制*16と隷従*17、圧迫*18と偏狭*19を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏*20から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務*21であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

*1 協和　心を合わせ、仲良くすること
*2 恵沢　めぐみ
*3 惨禍　むごい災い
*4 主権　国のあり方を最終的に決定する権力のこと
*5 厳粛　厳しく厳かなさま
*6 信託　信用して任せること
*7 権威　人を従わせる威力
*8 福利　幸福と利益
*9 享受　受け取って十分に自分のものにすること
*10 人類普遍の原理　人類にとっていつの時代のどの社会でも通じる原理
*11 法令　法律や命令
*12 詔勅　天皇の意思を表す文書(詔書)と言葉(勅語)
*13 恒久　永遠
*14 崇高　気高く尊いこと
*15 信義　約束を守り、人としての務めを忠実に果たすこと
*16 専制　物事(政治)を独断で思うように決めること
*17 隷従　奴隷のように使うこと
*18 圧迫　おしせまり、おびやかすこと
*19 偏狭　かたよったせまい考え方
*20 欠乏　不足していること
*21 責務　責任と義務

＜前文の意義＞･･･衆議院憲法調査会事務局「日本国憲法前文に関する基礎的資料」(2015 年 7 月) より

…こんどの憲法は、第一条から第百三条まであります。そうしてそのほかに、前書が、いちばんはじめにつけてあります。これを「前文」といいます。

この前文には、だれがこの憲法をつくったかということや、どんな考えでこの憲法の規則ができているかということなどが記されています。この前文というものは、二つのはたらきをするのです。その一つは、みなさんが憲法をよんで、その意味を知ろうとするときに、手びきになることです。つまりこんどの憲法は、この前文に記されたような考えからできたものですから、 前文にある考えと、ちがったふうに考えてはならないということです。もう一つのはたらきは、これからさき、この憲法をかえるときに、この前文に記された考え方と、ちがうようなかえかたをしてはならないということです。【文部省『あたらしい憲法のはなし』(S22.8.2)】

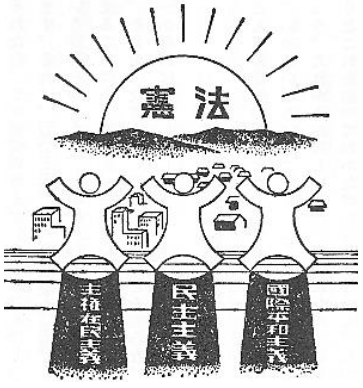

…日本国憲法の基本原理は、**国民主権主義**、**基本的人権尊重主義**、**平和主義**であると言われる。それは通常、憲法の三大原理…とも称される…。(中略) 前文…は国によって…①憲法制定の由来、②その趣旨・目的を謳うもの、③憲法の基本原則や理想を宣言するものもある。

日本国憲法前文は、③の類型の典型であり、近代憲法に内在する価値ないしその進化を支配してきた原理を確認しつつ、制憲意思を表明し憲法の基本原理の明らかにしている点、および憲法典の一部を成し法規範性を具えている点で、きわめて注目に値する。　【芦部信喜『憲法学Ⅰ　憲法総論』有斐閣】

日本国憲法の条文（関係部分）

第９条(戦争の放棄、軍備及び交戦権の否認)　**日本国民は、正義と秩序を基調[*1]とする国際平和を誠実に希求[*2]し、国権の発動たる戦争[*3]と、武力による威嚇[*4]又は武力の行使[*5]は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。**

２　前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権[*6]は、これを認めない。

第１１条(基本的人権の享有)　**国民は、すべての基本的人権[*7]の享有[*8]を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。**

第１３条(個人の尊重と公共の福祉)　**すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉[*9]に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。**

第１４条(法の下の平等、貴族の禁止、栄典)　**すべて国民は、法の下に平等[*10]であつて、人種、信条[*11]、性別、社会的身分又は門地[*12]により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。（２・３略）**

第２５条(生存権、国の社会的使命)　**すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活[*14]を営む権利を有する。**

２　国は、すべての生活部面について、社会福祉[*15]、社会保障[*16]及び公衆衛生[*17]の向上及び増進に努めなければならない。

第２６条(教育を受ける権利、教育の義務)　**すべて国民は、法律の定めるところにより[*18]、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。**

２　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育[*19]を受けさせる義務を負ふ。義務教育[*20]は、これを無償とする。

第２７条(勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止)　**すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。**

２　賃金、就業時間[*21]、休息その他の勤労条件[*22]に関する基準は、法律でこれを定める[*23]。

３　児童は、これを酷使してはならない。

第９７条(基本的人権の本質)　**この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。**

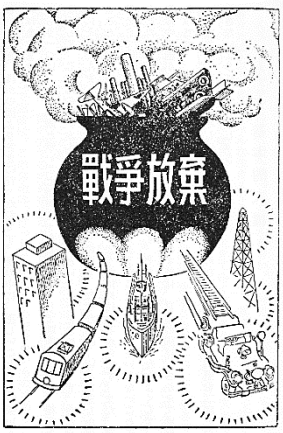

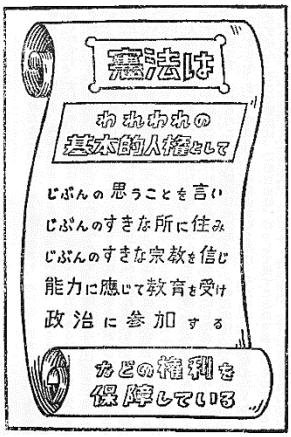

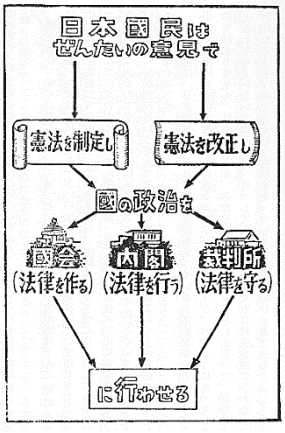

＊1 基調　思想や行動などの根底にある根本的な考え
＊2 希求　願い求めること
＊3 国権の発動たる戦争　宣戦布告により開始される、国際法上の戦争
＊4 威嚇　おどかすこと
＊5 武力の行使　事実上の武力行使
＊6 交戦権　国家が戦争を行う権利

＊7 基本的人権　すべての人々が人間として当然持つべき権利
＊8 享有　生まれつき身につけて持っていること

＊9 公共の福祉　社会全体の利益

＊10 法の下に平等　法律上の権利や義務において等しくあつかわれること
＊11 信条　信じている考え方や信仰、政治的思想、世界観など
＊12 門地　生まれ、家柄
＊13 華族　大日本帝国憲法下にあった爵位を持つ貴族階級

＊14 健康で文化的な最低限度の生活　単に生物的に生きるだけではなく、人間の尊厳にふさわしい生活
＊15 社会福祉　社会的弱者に必要な支援を行う施策
＊16 社会保障　社会保険や公的扶助の施策
＊17 公衆衛生　国民の健康保持・増進のため、病気の予防などを行うこと。感染症対策、検疫など

＊18 法律の定めるところにより　具体的には、教育基本法や学校教育法などに定められている
＊19 普通教育　専門教育でなく、すべての国民が共通に必要とする、一般的で基礎的な教育
＊20 義務教育　国や親などが必ず受けさせなければならない教育。学校教育法で 6 歳から 15 歳までの９年間と定められている

＊21 就業時間　労働に従事する時間。労働時間ともいう
＊22 勤労条件　賃金や労働時間、休日などの労働者が働くときの条件。労働条件ともいう
＊23 法律でこれを定める　具体的には労働基準法に定められている

※前文および条文の用語解説は「東京書籍・中学校社会科公民的分野教科書」からの引用です。